

# 高校生活について

## 1 日課等

### 日課表

	月, 金		火, 水, 木
S H R	8 : 30 ~ 8 : 40	S H R	8 : 30 ~ 8 : 40
1 限	8 : 45 ~ 9 : 35	1 限	8 : 45 ~ 9 : 35
2 限	9 : 45 ~ 10 : 35	2 限	9 : 45 ~ 10 : 35
3 限	10 : 45 ~ 11 : 35	3 限	10 : 45 ~ 11 : 35
4 限	11 : 45 ~ 12 : 35	4 限	11 : 45 ~ 12 : 35
昼 食	12 : 35 ~ 13 : 20	昼 食	12 : 35 ~ 13 : 20
5 限	13 : 20 ~ 14 : 10	5 限	13 : 20 ~ 14 : 10
6 限	14 : 20 ~ 15 : 10	6 限	14 : 20 ~ 15 : 10
清 掃	15 : 10 ~ 15 : 25	7 限	15 : 20 ~ 16 : 10
※課外	15 : 30 ~ 16 : 20	清 掃	16 : 10 ~ 16 : 25

- (備考) ○1・2年の国際文科・特別理科のクラスおよび3年の希望者は、  
※(15:30~16:20)の時間帯に課外があります。  
○始業時刻は8:30ですが8:25までの登校を勧めています。  
(常に5分前行動を心がける。)  
○下校時刻については、下記の通りとしています。

部 活 動 生 徒 会 委 員 会	年間を通じて、19:30。
一般生徒	年間を通じて、17:00。 (自習教室での自習時間延長については別に定めています)

### 欠席・遅刻・早退

#### 欠席

欠席は事前に保護者から学校(087-861-0244)へ、原則 8:00~8:15(無理な場合は午前中)に 電話連絡をお願いしています。

#### 遅刻

- (1)遅刻する場合は、欠席の時と同様に事前に保護者から学校へ電話連絡をお願いしています。
- (2)遅刻して登校したときは、大職員室にある入室許可証に記入し、先生の許可印を受けます。  
その後、入室許可証を持って入室し、授業担当者のサインをもらい、授業終了後学級担任に提出します。

#### 早退

早退する場合は、学級担任に申し出て、生徒手帳の諸届欄に許可印を受けます。  
帰宅したら、すぐ学校(学級担任)に連絡します。また、保護者の方には生徒手帳の諸届欄に確認のための押印をお願いしています。

## 2 生活上の規定

- (1) 運転免許の取得は原則禁止である。無届けで運転免許を取得した時は、訓告の上、免許証は学校で保管する。許可を得て免許を取得した場合でも、スピード違反等の交通違反をした場合は停学に処する(3年の家庭学習期間中に許可を得て免許を取得しても、卒業するまでは運転を許可しない。運転した場合は、訓告又は停学に処する)。
- (2) 入場禁止場所へ立ち入った時は、生徒指導主事注意、訓告又は停学に処する(入場禁止場所はゲームセンター、カラオケボックス、クラブ、雀荘、パチンコ店、ビリヤード場、競輪・競艇・競馬場、場外馬券・船券売り場、飲酒店等である)。ただし保護者同伴の場合はこの限りでない。
- (3) アルバイトは原則禁止である。無届けでアルバイトをした時は、生徒指導主事注意とする(ただし入場禁止場所でアルバイトをした場合は、訓告又は停学に処する)。再度アルバイトを無届けでした場合は、訓告又は停学に処する。
- (4) 授業のさぼり、常習的な遅刻・欠課・無断早退等の怠学がみられる時は、生徒指導主事注意、訓告又は停学に処する。
- (5) 校則に違反するなど、学校の規律を乱し度重なる教員の指導に従わない時は、訓告又は停学に処する。
- (6) 考査における不正行為、答案用紙の改ざん行為がある時は停学に処する(携帯電話等を机の中に置いていたり身に付けていた場合、不正行為とみなす)。
- (7) 喫煙、飲酒、シンナー、薬物乱用等の行為がある時は停学又は退学に処する。
- (8) 窃盗、万引等の行為のある時は停学に処する。
- (9) 暴力行為のある時は、訓告、停学又は退学に処する。
- (10) 故意に施設等を汚損又は破損した時は弁済させた上、訓告、停学又は退学に処する。
- (11) 家出、無断外泊、その他本校生徒としてふさわしくない行為がある時は訓告、停学又は退学に処する。
- (12) 「携帯電話の取り扱いについて」を遵守すること。違反した時は、これに従って処分を行う。
- (13) 「生徒による政治的活動等について」を遵守すること。違反した時は、訓告、停学又は退学に処する。